

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所6、7号炉設置変更許可申請（所内常設直流電源設備（3系統目）に関する事業者ヒアリング【3】

2. 日時：令和4年1月25日 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、義崎上席安全審査官、岩崎安全審査官、照井安全審査官

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部設備技術グループ 課長 他9名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁の取り入れ、
0:00:03	テルイですとそれでは柏崎の電源のヒアリングを開始したいと思います。早速ですけど資料の説明をお願いいたします。
0:00:13	投票でもらいたいんですけども、本日ご説明する内容ですけどもスライド形式の経営継続が009制度制度ということでこちらの転換審査会合の指摘事項についてまとめた指摘の回答についてまとめたものでございます。
0:00:29	今日はこちら、こちらも作り説明、まずこちらにございます。こちらを軸に説明させていただきます、
0:00:35	時間、残った時間で、その他の設備とかで説明させていただきたいと思っております。
0:00:42	どうぞ。
0:00:43	ポイント形式のような方からご説明いたします。
0:00:49	はい。東京電力ホールディングスのソノガシラでございます。先ほど資料紹介いたしました、KK67009R00 資料から説明させていただきたいと思っております。
0:01:02	こちらの資料の方は、昨年12月の本審査会合を踏まえまして、調べいただきました、施設的事項に関する対する回答をまとめたものになります。
0:01:13	こちら2ページをご覧ください。
0:01:17	2ページになりますが、12月7日、審査会合における指摘事項は、6点、記載の通りいただいております。
0:01:25	こちらに関しましてスライド3ページ以降に、各指摘事項に対する回答の方を記載しております。
0:01:33	金を追って説明したいと思っております。
0:01:37	白井の3ページ右上、3ページをご覧ください。
0:01:46	気付事項No.1としまして、耐震性以外の観点からも、特に高い信頼性を有することを明確にするため、安全機能の重要度分類クラス1に相当する設計とする部分について整理し、必要に応じて補足説明資料に追記することとご出席いただいております。
0:02:04	こちらに対する回答としまして、設計方針として、
0:02:08	1ポツ目、重大事故等対処設備として設置する、今回の所内常設直流電源設備、括弧3系統目は、重大事故等対処設備としての要求に加えまして、
0:02:21	設計基準事故対処設備として、直流電源設備を考慮すべき事項についても満足することにより、特に高い信頼性を有する設計としております。
0:02:32	具体的には、赤字下線になりますが、特に高い品連協流通直営電源設備とするため、安全機能の重要度分類クラス1相当の設計といたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	1 相当の設計といたしまして、重大事故等対処設備としての要求事項を満足した上で、廃止面において、設備、設計基準事項等、
0:02:55	設計基準事故対処設備における耐震重要度分類Sクラスの施設に適用する設計条件を満足する設計を追加いたします。
0:03:06	こちらに関しまして次ページ 4 ページ目をご覧ください。
0:03:13	4 ページ目は、審査会合におけるすいません。こちらの表は、昨年 12 月 7 日の審査会合で説明いたしました資料に赤字を赤字河川を追加しております。
0:03:27	安全機能に関するクラス 1 につきましては、
0:03:32	上から 3 行目、多重性または多様性及び独立性が求められております。
0:03:39	多重性または多様性は記載の通り、変更ございません。
0:03:44	また、及び独立性という観点で独立性を、赤字。
0:03:49	仮定の通り記載しております。
0:03:52	一番右の別にございます。直流 125V蓄電池(3)系統名はデーピー系統。
0:04:00	SA1 系統名及びSAに系統名との独立性を図る設計といたします。
0:04:07	以上のことから、
0:04:10	安全機能の重要度分類クラス 1 相当の設計とすることといたしております。
0:04:16	以上が指摘事項 1 の回答になります。
0:04:23	続けて、スライド 5 ページをご覧ください。
0:04:31	危機事項 2 としまして、非常用ディーゼル発電機や他のSA系統の電源等との位置的分散についても、57 条の適合方針として記載することを検討することと指摘いただいております。
0:04:46	こちらの指摘事項に対する回答の設計方針としまして、1 ポツ目。
0:04:51	町内常設直流電源設備括弧 3 系統目の直流 125V蓄電池 3 系統目は、
0:04:58	原子炉建屋内に設置することで、コントロール建屋内の蓄電池、括弧非常用と熱共通要因によって同時に機能を損なわないよう 1 地域分散を図る設計といたします。
0:05:09	また、赤字下線になりますが、こちら該当箇所になりますが、また、所内常設直流電源設備 3 系統目の直流 125 号と蓄電池 3 系統名は、
0:05:19	原子炉建屋内の使用羊蹄で発電機。
0:05:23	AM用直流 125 号と蓄電池。
0:05:27	及びAM用直流 125 号と充電器等、異なる区画に設置することで、
0:05:33	原子炉建屋内に設置する非常用ディーゼル発電機営業直流蓄電池及びAM用直流 125 号と充電器並びに、
0:05:42	屋外の現象建屋から離れた場所に保管する可搬型直流電源設備の電源車、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:49	これらと共通要因によって同時に機能を損なわない、損なわないよう、市来分散を図る設計といたします。
0:05:56	また、2 ポツ目、所内直、常設直流電源設備 3 系統名は、蓄電池から直流母線までの系統において独立アテンドで系統構成することにより、非常用直流電源設備の蓄電池から直流母線までの系統。
0:06:13	常設代替直流電源設備、蓄電池から直流母線までの系統及び、PAR型直流電源設備、電源車、こちらからの直流母線までの系統に対して独立性を有する設計といたします。
0:06:27	これら、3 ポツ目、これらの機器分散及び電路の 2 ポツ目の前の独立性によりまして、所内常設直流電源設備 3 系統名は、非常用直流電源設備、
0:06:40	常設代替直流電源設備、
0:06:43	及び可搬型直流電源設備に対して独立性を有する設計といたします。
0:06:48	以上が指摘事項に対する回答になってございます。
0:06:57	続きまして、スライド 6 ページをご覧ください。
0:07:03	こちらの 6 ページ、指摘事項 No. 3 としまして、特に高い信頼性を有する電源設備として、仮に電源を供給するという観点から、今までの電共SD弾性設計とする必要性について検討し、再度説明することとご指摘いただいております。
0:07:21	こちらの回答としまして、下の図の単線結線図。
0:07:26	赤い一点鎖線の範囲。
0:07:29	今回、追加で特に高い信頼性を有する設計とする範囲として、施設、
0:07:36	凡例にあります、緑ハッチング、特に高い信頼性を有した耐震設計として、SA 設備としてのSS勤務維持に加え、SAの耐震設計を行う範囲として今回追加することにより、回答とさせていただきたいと思っております。
0:07:55	はい。
0:07:56	続きましてスライド 7 ページをご覧ください。
0:08:05	スライドのページ、指摘事項 No. 4、SAの個別条文として選定している 50 分後増分を選定した理由 2 について、46 条が含まれていない理由も含めて改めて整理し、必要に応じ修正することをコメントいただいております。
0:08:22	こちらの指摘事項に関しては、まず、スライド 7 ページの表。
0:08:27	まず整理しております。第 7 ページの表は、左から 2 列目、3 列目にある通り、今回の申請での関係性。
0:08:38	関係あるものは 0 関係ないものはばっとしております。
0:08:42	整理しております。また、左から 3 列目直下変更許可の変更が、
0:08:49	必要なものを必要でないものをまでカットしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:55	左の一番、
0:08:58	別ですね、条文の 7 条、11 条 37 条は、関係条文として、0 ではございますが、備考に記載の通り、七条、図 1 を代表して読み上げますと、本条文は、は、発電における所全般に関係いたしますが、
0:09:14	本申請は既存設備に変更はございません。
0:09:17	及びそれらの運用の変更もございません。
0:09:21	以上のことから、設置、設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではないと整理しております。
0:09:29	そういった観点でこれら 3 条文は、今回申請での関係津山でございますが、今日の 3 の変更はしておりません。
0:09:38	また、38 条から 57 条の 6 条文に関しまして、
0:09:44	今回申請での関係性は 0 でございます。また、既許可変更の有無は変更ありとして整理しております。
0:09:52	こちらの理由としまして、今回の代替電源括弧直流に係る条文でございます。
0:10:00	この設備要求を満足することを確認する必要があるから、これら本、これは条文を適用し、変更するものとして、
0:10:09	変更申請を出させていただいております。
0:10:12	その他の条文としましては、どちらも関係がないもの、または、各変更を伴わないものでございまして、企画課、基準適合性の確認結果に影響を与えるものではないとして整理しております。
0:10:27	以上が、今回の申請での関係性と許可の変更の有無を表したスライド 7 になります。続きまして、
0:10:35	いわゆる 8 ページをご覧ください。
0:10:43	スライドは、8 ページは、先ほどスライドのページで説明しました、今回申請する電源設備以外の重大事故等対処設備における個別条文の一部。
0:10:54	支援の増分の一部につきまして、今回の申請内容により、リスト化の基準適合性確認結果に影響を与えるものではございませんが、
0:11:05	あるものではございません。また、本申請との関連性は直接関係はございませんが、既許可申請書におきまして、関係する直流電源設備、
0:11:17	参照しております。
0:11:20	これらに関係いたします。ことから、所内常設直流電源設備 3 系統名、
0:11:28	これらは常設代替直流電源設備及び可搬型直営電源設備と同じ設備負荷に給電することから、許可申請書における常設代替機電源設備及び可搬型直流電源設備の記載のある箇所につきまして、
0:11:44	寺井で 8 の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:46	表の通り、
0:11:48	電源給電元に、所内直流所内常設直流電源設備 3 系統目の記載の追加を行っております。
0:11:56	スライド 8 ページ目の、
0:11:59	表になりますが、
0:12:00	左の列、45 条から 58 条、こちらが 9 上部になっております。
0:12:07	中段、緑でハッチングしておく。
0:12:12	今瀬。八割月につきましては、設備の設備側の記載の見直しの箇所が必要な箇所、貴重な条文。
0:12:21	手順の記載の見直しが必要な箇所、
0:12:24	条文をありなしとしております。
0:12:29	先ほど説明しました 45 条から 58 条の条文に関しましては、設備側も手順書側も、記載の見直しが必要と判断し、変更しております。
0:12:41	こちらの説明としまして補足のほうの列にございますが、本申請は来せえ既存設備には変更はございませんが、また、
0:12:50	運用の変更もございません。
0:12:53	重大事故等対処施設に関わるし、金設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものでもございませんが、
0:13:01	既許可、先ほど冒頭で説明いたした通り、直轄申請書に記載のある常設、
0:13:07	代替直流電源設備及び可搬型直流電源設備に対して、今回の 3 系統目の記載の追加を行う必要があると考え、記載を追加を行っております。
0:13:19	これらが T-5 上部に対する規定に追加を整理した回答でございます。
0:13:25	また、左の列、46 条から 51 条。
0:13:29	こちら、4 増分に関しましては、設備側の規制の見直しはございません。手順書側の規定三次があります。
0:13:38	こちらに関しては、フゾクは同様の説明等はございございますが中段以降ですが、
0:13:45	基準適合性の確認結果に影響を与えるものではございませんが、所内常設直流電源設備 3 系統目から、既存設備への給電が今回の蓄電池の追加によって可能になります。
0:13:58	以上、そのことから、手順側におきましては、所内常設直流電源設備 3 系統目の記載を追加をすることであり、
0:14:07	40 分になっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:10	そのスター57条電源室につきましては、今回の代替電源直流に間直接関係する条文でありますことから変更をすることで関連条文として整備しております。
0:14:22	この下の総務課の条文に書き、つきましては、なしなしとしております。理由は補足に記載の通りでございます。
0:14:33	以上が指摘事項No. 4に対する回答でございます。
0:14:40	引き続き説明をさせていただきます。
0:14:43	スライド9ページをご覧ください。
0:14:49	スライド9ページは指摘事項No. 5としていただいております。遮断機の切り換えについて、機械式インターロック等があると聞いているが、基準でキーとしている遮断器が動作せず、
0:15:01	切り換え不能な場合の対応及び手順について検討することをご指摘いただいております。
0:15:08	こちらに対する回答としましては、次第の9ページ。
0:15:12	に記載の通りでございます。
0:15:14	町内常設直流電源設備3系統minによる給電手順において遮断機の施策不具合が発生し、切り換えができない場合は、以下の対応を実施したいと考えております。
0:15:26	一つ目、中央制御室の操作設置での遠隔による切り換えができない場合、こちらは、下の単線結線図の①の遮断機。
0:15:37	不具合遮断機として発生した場合でございます。こちらは原子炉建屋学校危機管理区域にて、主遮断機の手動による切替操作を実施する。
0:15:48	対応として考えております。
0:15:52	また、2ポツ目指導による、種切り換えができない場合、
0:15:57	こちらは、①及び②の不具合の遮断機不具合が発生した場合、
0:16:04	こちらは上流の電路の遮断機の開口、
0:16:08	当時等に防止装置、機械的インターロック等の取外し、
0:16:13	治具等による不具合、遮断器のバイパス等の操作を組み合わせ、切り換えを実施すること。
0:16:21	これらの対応。
0:16:23	及び手順により、
0:16:25	万が一、F遮断機が動作しない不具合対応自体も対応できると、提示しております。
0:16:33	以上がスライド9ページ適地向後に対する回答になります。
0:16:42	続きましてスライド10ページをご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:51	指摘事項No. 6 としまして、今回第 3 電源が枯渇した場合の可搬型電源、可搬型からの対応及び手順について検討することとご指摘いただいております。
0:17:04	こちらのご指摘、指摘事項に対しましては、単線結線図の赤い一点鎖線、
0:17:11	可搬型としての電源車から給電することとしております。AM用NCC。
0:17:17	こちらから、第 3 電源の充電器であります直流 125V充電器(3)系統名。
0:17:25	こちらへの給電ラインとして、赤い一点鎖線の、
0:17:30	電源を構築し、給電可能として主体とする設計として回答したいと思います。
0:17:36	こちらに関しましては、事業者弊社事業者の自主的な取り組みとしまして、PAR型直流電源設備である経営者から、MMFをMGCから保健師、
0:17:49	直流 125 号と充電器 3 系統目を開始し、充電できるよう、
0:17:54	できる設計としたいと考えております。
0:17:58	こちらに関しましては、7 号炉を例にしておりますが、いずれも着席結節は 6 号機も同様でございます。
0:18:07	以上。
0:18:09	今回のKK67009R00 に関しまして説明。
0:18:15	は以上になります。
0:18:22	はい、ありがとうございます。
0:18:24	慶長の照井です。それでは、質問等ありましたら。
0:18:34	慶長イワサキです。
0:18:36	8 ページのですね、
0:18:42	設備記載見直し箇所の有無ということでその 40、46 条に限らず、46 条とその、
0:18:52	規制の見直しがある 5 条文と 46 条と違いなんですけど。
0:18:58	何かやっぱり、まだその何でその 46 条側に
0:19:02	耳の第 3 電源の
0:19:07	給電できるのに、要するに何か違いが、ここ高齢学まだいまいちわかってなくてですね。
0:19:17	あと、もうちょっと詳しく恒設ない。
0:19:21	そう。
0:19:25	はい。東京電力のソノガシラです。46 条、から 40、46 条は、
0:19:33	可搬型電源。
0:19:35	もう山の要求が、解釈ではございますが、こちらに関しましては、常設の代替直流電源設備を、から給電上というような期待は、
0:19:47	許可のですね、申請書には記載がございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:52	今回の第3電源につきましては、この調節代替電極電源設備の代替として、もし万が一使えなかった場合で使用することとしておりますことから、
0:20:03	これらの記載内容につきまして説明を期待としては、変更申請としては対象がないと整理しております。
0:20:12	以上になります。
0:20:34	ちっちゃいすみません少々お持ちいただいてもいいですか。
0:21:02	規制庁イワサキゼツ等、ごめんなさい要求要求がないから、この4060以降のやつについて46事項とかその40、今回、記載を見直してない場所については、
0:21:14	要求はないので特にその、
0:21:17	記載の見直しは必要ないというふうに整理したということです。
0:21:23	東京電力のソノガシラでございます。一部、
0:21:27	調節の要求ない条文でございますが、こちらの四条分に対しまして、適合性を示す。
0:21:35	設計として、
0:21:38	既許可の方で申請しております。で、
0:21:41	こちらに対して適合する設計としております。そちらに関して登場する設備として、常設代替直流電源設備があるものとなないものがまずあります。
0:21:55	あるものに対しては、記載ありと整理しないものについてはなしと整理しております。
0:22:02	うん。
0:22:03	ですので、要求があるなしではなく、要求いたしまして、
0:22:08	適合するような設計として設置すると、訂正しております内容に。
0:22:13	この常設代替直流電源設備が登場するかしないか。
0:22:19	変更の有無を整理しております。以上です。
0:22:39	はあ。
0:22:40	ふうん。
0:22:41	規制庁イワサキ税と。
0:22:44	この記載の見直しした後条文はそのキー本体の既許可の申請の時に、常設が書かれてなくて、
0:22:56	今回追記して、46とか48条とかは、既許可の時点で常設電源の記載があったから。
0:23:08	今回は記載の見直しをいらなくなっ。
0:23:11	だっていうことですか。
0:23:19	東京電力の藺田でございます。説明が悪くて失礼いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:25	まず 45 条から 58 条、設備側の記載見直しありのものにつきましては、
0:23:32	こちらは既許可の申請書におきまして、常設代替直営電源設備の記載がございますので、こちらに対する代替設備として今回再掲と三吉へ必要いることから案としております。
0:23:49	また、46 条から 51 条の四条分に関しましては、
0:23:54	こちらがそもそも許可申請書に、
0:23:58	常設代替。
0:24:00	直流電源設備の記載はございませんが、すいません。
0:24:06	記載がないため、設備を記載としてはなしと定義しております。
0:24:12	以上になります。
0:24:25	東京電力の遠藤と申します。ちょっとすいません、補足させていただきます。
0:24:31	ちょっと要件はあるかないかっていうところは、我々としては、どの条文の設備に対しても、これは供給する必要があるとは思っていますが、
0:24:44	もともとの許可の際にですね、常設の方を記載したのが 45。
0:24:55	から、この後上限で 46 からの、すいません。
0:25:01	4 位、51 条まで 40 分にはその常設の記者がなかったんですね。
0:25:08	1 系統目がないところにいきなり 3 系統目がちゃんと入るというのも、ちょっと違和感があるかなあと想着まして、今回ちょっとこういう整理を、
0:25:18	させていただいたというところがございます。
0:25:21	なので、ちょっと改めてですね 46 の方定石をそもそも書くべきじゃないのかっていうところについてはちょっとご相談させていただきたいなというところがございます。
0:25:33	以上です。
0:25:38	規制庁の照井です。これは多分、前に少しお話したかもしれないですけど、今の申請書の構成が、特にこの後条文というのが
0:25:48	電発の中で、各所各条ごとの、
0:25:52	適合性を述べる部分のところが、もともとその規制要求との関係で、常設設備、
0:26:01	も含めて既許可の時から変えて、
0:26:04	他方でその 46 条以降の条文については、順次、各条の適合、発の各条の適合性を書くところとの関係でいうと、
0:26:14	この常設設備からの要求がないので、その各条の適合性という意味で、
0:26:19	抱えていた部分と書いてない部分がありました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:22	ということで、今回その価格上の要求で書いてあるところについては、抱えてますというのが、この 50 億ですと、一方で店舗のそれぞれそれぞれの設備ですね元例とか、
0:26:35	原発の 1 じゃなくて、4456 とかその辺だと思いますけど、その辺について言うと、例えば 46 条、減圧数であったとしても、このSRVの、
0:26:48	その、
0:26:49	電源供給元としては、第 3 電源を書いている。
0:26:54	ああいう、多分、今申請中上の整理がそうなってると思っていて、
0:26:59	そういう意味でその設備記載見直し箇所の部分っていうのが、なしというのがどうかはちょっとこの見せ方の問題なのかもしれないですけど。
0:27:09	読んだからそのは仙波千野市の各条の適合性で書いてあるところと、テンパちいの、
0:27:16	2 項の価格。
0:27:19	設備、施設区分ごとの設計として書くところ。
0:27:23	の使い分けをして、その後半部分の、各施設区分ごとに書いてあるというところには、
0:27:31	供給元として書くべきものについては、第 3 電源も含めて書かれてると、いうふうに理解してるんですけど、まずその今現状の申請書、或いはこの説明書類の立て付けとそういう理解で、
0:27:44	いいんですよ多分今までご説明いただいた通りだと思ってます。
0:27:51	はい。東京電力のソノガシラでございます。そのご理解で相違ありません。以上です。
0:28:00	いや、規定上なってるんです。若菜さんとりあえずその申請書の構成という意味で、
0:28:08	多分共通理解になったと。
0:28:11	ちょっと少し、
0:28:12	議論を比べさせていただきました
0:29:01	あ、規制庁イワサキサゴ説明理解しましてありがとうございます。
0:29:22	ちょっと他何かありますか。
0:29:27	セイキの吉武ですけど。
0:29:29	パワーポイントの 9 ページなんですけども。
0:29:35	手順の追加。
0:29:36	のところなんですけども。
0:29:40	まず、二つ報告がありまして、上本は遠隔でできる場合は現場で連結上でやるということで、これは終わった。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:50	少し事実関係なんすけども。
0:29:54	移動ができないバーい 010 にして退院。
0:29:58	は、上流の電動車だけに通って、
0:30:02	高野タンケツところの上にある、遮断器のマークの、
0:30:08	ところを言ってる。
0:30:09	ちょっと料金の四半期ってのが、もし明確にわかれば、
0:30:16	少し上に書いてあることと下の図が上がればいいなと思う。
0:30:20	それは鳥居由井。
0:30:25	はい、東京電力のソノガシラと申します、いわゆる 9 ページにいただきました質問について回答いたします。
0:30:32	2 ポツ目の、その上流の電源の遮断器の開放という箇所についての具体的なご質問だと理解いたしました。
0:30:40	こちらについては、
0:30:43	こちらの 9 ページの単線結線図に記載がございます。後、不具合の遮断機が①で起こった場合、
0:30:51	こちらは直流母線の直流 125VHパックMCCの一次側の遮断機になりますが、こちらの機械ができなかった場合は、
0:31:00	1 泊MCCからAM用MCCに流れ遮断機。
0:31:06	面が一つ目の上流の遮断機になります。
0:31:10	また、HパックMCCから右側の方に行きまして、
0:31:15	直営 125 号と充電器(3)系統下等、地区別 3 系統目に接続する間の遮断器、こちらが二つ目の上流の遮断機。
0:31:24	になります。こちらは完全防止の観点から、開放しているとなるものでございます。
0:31:29	また、同じ単線結線増急崖遮断機②、営業切り換え装置の遮断機について、不具合が、
0:31:39	起こって、手動による切り換えができない場合を想定した場合は、
0:31:43	こちらは三尾切り換え装置から左側の方に行きまして直流母線括弧 125 号と同時等に防止用切替盤の間にある遮断機。
0:31:53	右側にあります。
0:31:55	また、AM用切替装置から、HパックMCC、右側にあります、そのHパックMCCの二次側の遮断機、こちらが上当該の上流の遮断機、計四つになります。
0:32:07	以上です。
0:32:09	丁重に言ったけど明確に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:13	いただくと今の説明がよりわかりやすくなるので、記載の検討をお願いしたいというのが一つと、そのあとに同時投入防止装置の取外しで、※2 でそのあと治具による、
0:32:25	遮断器バイパスとして※が振ってあって、※2 が操作場所が、中央制御室または原子炉建屋って書いてあって、
0:32:34	例えばこの同時投入防止装置の取外してのは、
0:32:37	これは中央制御室。
0:32:39	または研修会っていう、これ何か 2ヶ所でやるってことです。もし、この、
0:32:45	記載の中身。
0:32:51	東京電力ホールディングスの田仲です。
0:32:54	はい、衛藤ですね。今、この 3.9. 9 ページの単線結線図ですけども、関連化しております、他は幾つかございます。
0:33:04	ですので、その他によりまして、同時投入防止装置が、中央制御室にあるもの原子炉建屋にあるものというものが存在するということでございます。
0:33:19	成長によって、雑煮投入もう一つが、超精密にあるものもあるということで、何か何か現場しかないと思った。
0:33:27	で、
0:33:29	今あるのっていう、そういう理解でいいよ。
0:33:36	4 年力ホールディングの田仲です。はい。その通りでございます。
0:33:42	丁重にだけ、理解しました。その後のその事由により不具合、これもだから、
0:33:48	そういうことですね。
0:33:50	その両方の場所にそれぞれあるから、
0:33:54	理解しました。
0:34:04	稲見機械的タカノ氷投入放出規制庁ヨシザキですけど、この取外してのは、
0:34:11	なんか容易にできるんですかね。ちょっとイメージ的にどんなもん。
0:34:20	東京電力ホールディングスの田中です。はい。こちらの病院に取外しができる提携した設備となっているものでございます。
0:34:31	だから、同時に、遮断機が入りにできないように、比嘉市末でバーをスライドさせて同時に切りができないというような構造になっておりますけれども、その場、取付自体をドライバーで簡易取り外すが、
0:34:47	ことができるということで特に問題なく行えるという操作でございます。以上です。
0:34:54	成長によっていくつかの想像した通りで、両方ともが入らないで、バーがあつてゐるのかを、この移動ということによって見切りが、
0:35:04	入ら入らないような、いうことで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:08	その写真が、補足説明に。
0:35:13	だと思うんですがそこがちょっとよく、
0:35:15	ばかりでなかった。
0:35:18	写真って何ページ。
0:35:31	あ、東京電力ホールディングスのソノガシラで申しますと、申します。先ほどの機械的インターロックのちょっと写真がですね今回準備しています補足説明資料にはございませんで、
0:35:42	ちょっと必要に応じて見つけたものを、
0:35:46	追加したいと思います。
0:35:48	以上です。
0:35:50	町の遊佐木田補足ん。
0:35:54	KK67003 の適合性のやつの 1.14 の 225 ページ。
0:36:04	221 ページでもいいんですけど、
0:36:09	少しわかりづらいなと思ったときには、
0:36:12	もう少し拡大してもらえばわかると思うんですけど、おそらくこれで、
0:36:17	やっぱり、
0:36:18	わざわざ見えないんですけど。
0:36:20	それが邪魔して範囲内になってる。
0:36:25	という理解でよろしいんですか。先ほど説明の写真が、
0:36:29	今言っても、リンクしながら
0:36:38	東京電力ホールディングスの田仲です。はい。わかりやすい写真改めて、
0:36:44	資料の方に追加いたします。
0:36:50	結局、よろしく申し上げます。
0:36:53	以上です。
0:36:57	他、パワポで何かありますか。
0:37:06	なければ少しあれですかねまとめ。
0:37:09	補足説明資料の方。
0:37:12	この説明をゆっくり
0:37:14	移りたいと思う。
0:37:16	それでは引き続き、説明をお願いします。
0:37:20	38
0:37:22	はい。東京電力ホールディングスのソノガシラと申します。
0:37:26	補足説明資料としまして、
0:37:32	KK67002R02。
0:37:37	ご説明をさせていただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:44	こちらは、目次 1 ページ目としまして、38394041 を、
0:37:52	それぞれの条文につきまして、目次の通りの記載の構成となっております。
0:37:59	冒頭 38 条に関する適合の補足説明の資料を、簡単でございますが、示させていただきます。
0:38:08	38-1-2 ページをご覧ください。
0:38:18	38-1 の 2 ページの上の方には、設置許可基準規則の 38 条。
0:38:25	重大事故等対処施設の地盤に関する要求事項の方を、第 1 項第 2 項、
0:38:32	第 2 号 3 号、岡井記載してございます。
0:38:36	記号のための設計方針としましては、破断の通り、1-1 について、
0:38:42	条線耐震重大事故。
0:38:44	防止設備である今回の所内常設直流電源設備 3 系統目は、
0:38:50	基準地震動 $S_s$ による地震が発生した場合でも、接地圧に対して十分な支持力を有し、静水による地震力河成をすることによって、弱面上ずれが発生しないことを含めまして、
0:39:04	基準地震動による地震に対する支持機能を有する地盤上に設置する、原子炉建屋内に設置することとしております。
0:39:12	こちらの記載は既許可並びに、許可内容を踏まえまして原子炉建屋というような記載を追加した、適合性の説明になっております。
0:39:21	同じく 38 ページの 3 ページ、1-3 につきまして、中段になりますが、常設重大事故緩和設備。
0:39:30	200 万あります今回の常設所内常設直流電源 3 系統目は、SFA地震力が発生した場合においても、接地圧に対する、
0:39:40	という記載がございまして、先ほどの、
0:39:43	1-1 と同じ北井になっております。
0:39:49	はい。
0:39:51	につきまして、今回の所内常設直流電源設備は、調節最新休養重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備でございますが、こちらは、
0:40:04	地震発生に伴う地殻変動いんしょによって長じる支持地盤の傾斜。
0:40:10	及びたわみ及び並びに地震発生に伴う建物構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、重大事故等に対処するため必要な機能を損なわない。
0:40:25	損なわれる恐れがない。
0:40:27	一番上に設置いたします今回の、原子炉建屋内に設置いたします。
0:40:33	案につきましてこちら、これらの、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:38	SA設備であります。直流電源設備 3 系統目は、将来活動する可能性のある 1 番頭の露頭がない基盤上に設置することとしております。減少立ち合いに設置いたします。
0:40:50	簡単ではございますが、38-1 の説明は営業 2 グループ。
0:40:56	続きまして 38-2-2 ページをご覧ください。
0:41:03	こちらは先ほど 38-1 の説明でした通り、今回の
0:41:08	アンケート運用地区、直流電源設備は、1 ポツ設備分類としまして、(1)、
0:41:14	調節、耐震重要重大事故防止設備、
0:41:18	そしております。また、(2)、調節重大事故緩和設備としております。
0:41:24	こちらが設備分類になります。
0:41:27	設備設置場所としまして、原子炉建屋内に設置いたします。
0:41:33	こちらの記載を、
0:41:35	文字にしたものがこちらのページになります。
0:41:38	以上でちょっと 38 ページの質問であります。
0:41:42	続きましてちょっと地震に関連します 39 条の説明も、
0:41:48	抜けてさせていただきます。
0:41:52	39-1-2 ページをご覧ください。
0:42:01	こちら上段に、設置許可基準規則のさ、地震による損傷の防止、39 条の記載用の要件要求を書いております。
0:42:11	適用のための設計方針としまして、1-1 及び 3 につきまして、
0:42:16	先ほど説明した通り、猪調節耐震重要重大事故防止設備である、今回の直流電源設備 3 系統目は、制震より地域力に対して、
0:42:28	必要な機能を確保し、行われる恐れがないよう設計いたします。
0:42:32	また、常設重大事故緩和設備である直電源設備 3 系統目は、同じようなことになりますが、
0:42:40	基準地震動 Ss に対して機能を損なわれる恐れがないように、同じく設計いたします。
0:42:47	また、なおですね、上記的に追いつきをする、動的地震力は、既許可同様、水平 2 方向及び鉛直についても適切に組み合わせたものとして算定いたします。
0:42:58	39-1-3 ページになります。
0:43:01	肩書きは波及影響に関する記載でございます。
0:43:06	今回の直電源設備 3 系統目は、下位クラスとしてあります B 及び C クラスの施設。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:43:13	常設耐震重要重大事故防止設備以外の、1 設備ですね設計基準拡張の設備が設置される、重大事故等対処チェック。
0:43:23	可搬型重大事故等対処設備。
0:43:26	常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備の設計基準拡張、
0:43:35	及び緩和設備の設計基準拡張、
0:43:38	いずれにも属さない常設の重大事故等対処施設からの波及的影響によって重大事故等に対処するために必要な機能が行われぬように設置いたします。
0:43:51	見に行きまして、
0:43:53	本今回のにつきましては、中段から読み上げますと、Ssによる地震力によって生じる恐れがある、周辺地盤の崩壊に対して、
0:44:04	重大事故等に対処するために必要な機能がそこなれる恐れがない場所に位置いたします。こちら具体的な現象立ち会いであります。
0:44:14	以上が 39-1 の説明にあります。
0:44:17	引き続きまして 39-2-2 ページをご覧ください。
0:44:23	こちらは一部ちょっと説明が重複するものもございしますが、1、
0:44:28	南里組としましては、今回の所内常設直流電源設備 3 系統目の直流電源、直流 129 号と蓄電池 3 系統目が原子炉建屋内に設置。
0:44:39	する設計といたします。
0:44:42	こちらの方が 39-2-2 に記載の通りでございます。
0:44:48	一旦こちらで説明の方、
0:44:51	終わらしたいと思えます。以上でございます。
0:45:01	院長田力さんありがとうございますと、この範囲で何か。
0:45:05	括弧、
0:45:09	はい、なさそうですので、続けてお願いします。
0:45:15	はい。東京電力の復興、東京電力ホールディングスの方でございます。続きまして 39-3 シリーズ、
0:45:22	39-3-2 ページをご覧ください。
0:45:30	はい。こちらは、重大事故等対処施設について、各必要な機能及び設置状態を踏まえた設備分類は先ほど説明した通りでございます。それに応じた設計方針を許可記載通りにしております。
0:45:45	はい。それじゃアルファベット 1。
0:45:49	設備分類としましては、(1)、調節従来事故防止設備。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:55	なります。こちらは、常設重大事故等対処設備のうち、SAに至る恐れがあり事故発生した場合でも、設計基準事故対処設備の安全機能、または、
0:46:06	使用済み燃料プールの冷却機能もしくは注水機能を喪失した場合において、本喪失者機能を代替することにより、重大事故の発生を防止する機能を有している。
0:46:17	やって今回常設のものになります。
0:46:20	(2)調節重大事故緩和設備。
0:46:23	こちらは記載の通りでございますが、SAが発生した場合において、当該重大事故の拡大防止、またはその影響を川瀬さんが給油設備であって造成するものになります。
0:46:36	続きまして 39-3-3 ページ。
0:46:39	なります。こちら、
0:46:42	今回の映像。
0:46:44	それで 3 系統目は、可搬でもございません設計基準拡張でございませので、上の(3)から(4)説明は割愛させていただきます。
0:46:54	平成町は、清千野に、設計方針としまして、(1)、今回の常設耐震重要重大事故防止設備が設置される中で、
0:47:05	重大事故等対処施設におきましては、Ssによる地震力に対して、
0:47:10	必要な機能は行う。こんなこと行われる。
0:47:14	損なわれる恐れがないように設計いたします。こちらは先般の説明の通りでございます。
0:47:21	はいどうぞ。
0:47:23	(2)、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大防止、事故防止設備が設置される。次、
0:47:33	重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備の耐震重要度分類クラスに適用される地震力印。
0:47:43	に十分耐えられる耐えることができるように設計いたします。
0:47:48	(3)、今回も、今回、JAだ、常設従来事故緩和設備でございますがそちらに課せられる、殊、重大事故等対処施設、こちらは、
0:48:00	記載の通りでございますがSA賃貸欠勤を維持する設計といたします。
0:48:05	(4)から(6)は先ほどの説明の通り、ちょっと変えさせていただきます。
0:48:11	39-3-4 ページ中段なお書きでございますが、こちらは先ほどの水平 2 方向の話でまた肩書きのところは波及的影響を記載の通りで、同じでございますので、
0:48:22	説明の方割愛させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:26	39-4 のシリーズの説明をさせていただきます。
0:48:34	こちらは、1 ポツとしまして、重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針としまして、設計基準、
0:48:42	対象施設の耐震設計における動的地震力または静的地震力に対する設計方針を踏襲いたします。
0:48:51	重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等における運転状態、重大事故等、
0:48:59	ちゅクリや事故当時の状態、状態で施設に作用する荷重等を、
0:49:05	許可と同様に適用する地震力に対して重大事故等に達した三つような機能が損なわれないことを目的として、
0:49:12	以下の項目に従って耐震設計を行います。
0:49:16	(1)(2)は同じ記載でございますが、基準地震動による地震力に対して、支援に至る恐れがある事項に対するために必要な機能が損なわれない、行われる恐れがないように設計いたします。こちらは、今の図面と同じでございます。
0:49:31	(3)は、こちらは地盤に関する 38 号の説明と同じでございます。
0:49:37	(4)も、38 条 39 条の前半、中段にありました、整理方向の設計方針に同じでございます。
0:49:48	はい。
0:49:49	(5)、こちらの方は、エース波及的影響の説明で、同じような設計になっておりますので、
0:49:56	割愛させていただきます。
0:49:59	2 ポツ、重大事故等対処施設の設備分類は、先ほど 38 条の A の 2 にでも説明させていただいた通りでございますが、
0:50:09	下の方のアルバイトAポツ、
0:50:12	溶接耐震重要重大事故防止設備及び括弧ニッチ溶接時、重大事故緩和設備でございます。
0:50:21	こちらの設備分類につきまして、39-4-4 ページ、利用しておりますが、第 39-1 表に示してございます。こちらの表の箇所でございますが 39-4-11 ページをご覧ください。
0:50:41	39-4-19、第 39-1 票。
0:50:46	重大事故等対処施設、括弧主要設備の設備分類。
0:50:49	15 分の 5。
0:50:51	映り分類としましては先ほど説明した通り、調節耐震重要重大事故防止設備、
0:50:57	主要設備としては、(7)非常用電源設備に該当しまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:04	中段の中央より若干上ですね、直流 125 号と知久エンジ 3 系統目が記載がこちらが追加になります。また、下側にぺい。
0:51:13	2 行目のポツ、直流 125 号と充電器盤括弧 3 系統目の蓄電池件数。
0:51:21	大きく三つ日と同様な形で記載の追加をしてございます。
0:51:26	また緩和設備に関しましては、39-4 の 24 ページをご覧ください。
0:51:37	39-4-24 ページ。
0:51:40	こちらは、第 39-1、重大事故等対処施設主要設備設備分類の 14 分の 10 でございます。
0:51:47	設備倫理として先ほど説明しました。
0:51:50	常設重大事故緩和設備でございます。
0:51:54	こちらは、中央設備として下同じく(7)非常用電源設備に該当し、
0:52:00	中段から、
0:52:01	ちょっと上になりますが、直 225 と蓄電池 3 系統名社から二つ目の直流 125 号と中電基盤、括弧 3 系統目祝電 10 月が、同じく記載を追加しております。
0:52:14	こちらが設備分類表に関する記載の追加の説明になります。
0:52:20	39-4 ページにお戻り願い。
0:52:23	長谷。
0:52:28	3 ポツ、地震力の算定方法がございしますが、
0:52:32	冒頭だけちょっと読み上げますが、10 代、
0:52:35	重大事故等対処施設のうち今回のそれは常設直流電源設備 3 系統目の耐震設計に用います地震力の算定方法は、既許可、
0:52:45	に示す。
0:52:46	示しております、設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について。
0:52:56	同じように指摘をいたします。
0:52:59	こちらが 39-4-4 ページの(1)の静的地震力。
0:53:04	こちら記載の通り、原発の記載を同じ設計 2 を適用いたします。
0:53:10	次のページ 39-4-5。
0:53:13	(2)の動的地震力。
0:53:16	(3)設計用減衰定数につきましても、記載の通り、既許可同様に支給をしております。
0:53:25	39-4-5 ページ。
0:53:27	4 ポツ、荷重の組み合わせと許容限界。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:32	こちら菊田と同様になりますが、殊大事故等対処施設のうち今回の常設、所内常設直流電源設備 3 系統の再建設における荷重の組み合わせと許容限界は以下の通りといたします。
0:53:46	(1)耐震設計上考慮する条件状態。
0:53:50	地震以外に設計情報です状態を月いたします。質疑に示しております。交通建物構築物は、各アルファベットの括弧運転上の状態は、許可店舗地
0:54:03	を記載の通りの状態を撤去いたします。
0:54:07	同様な記載でがついて気を付けですけれども、括弧B括弧C括弧でつきましても同じような、
0:54:14	の的状態条件を適用いたします。
0:54:19	ボツ、機器配管系に関しましても、各文献、通常運転時の状態。
0:54:26	運び 2 ページの異常な過渡変化時の状態、括弧し設計基準事故時の状態確保で、重大事故等時の状態です。記載の通り、
0:54:37	撤去して参ります。
0:54:40	次のページ 39-4-7、(イ)設計要素。
0:54:44	自然条件についても、この記載の通り許可同様の条件が適用して参ります。
0:54:50	(2)荷重の種類としましては、記載の通りでございます。
0:54:56	ちょっと堤のほうは割愛させていただきます。
0:54:59	39-4-8(3)。
0:55:03	荷重の組み合わせ。
0:55:05	ボツ、建築、構築物の記載は、
0:55:10	括弧、調節耐震重要重大事故防止設備及び今回の常設重大事故緩和設備にある所内常設直流電源設備 3 系統目が設置される重大事故等対処施設。
0:55:22	建物構築物については常時作用している荷重及び運転時の状態で西縁施設に作用する荷重と地震力を組み合わせます。
0:55:32	こちらを許可申請書の記載の通りでございます。
0:55:36	同じような記載で今回の所内常設直流電源設備 3 系統目の、
0:55:42	荷重の組み合わせと負担過重と組み合わせは括弧B、括弧Cは記載の通り、組み合わせまたは考慮する設計といたします。
0:55:52	39-4-9 ページ。
0:55:56	なります。
0:55:57	こちら上段の方は、建築構築物、
0:56:01	建物構築物の組み合わせの記載になります。
0:56:06	Bボツの機器配管系に関しましても、同じような記載となって運営説明の方は、各はさせていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:17	はい。39-4-11 ページをご覧ください。
0:56:23	こちら(4)許容限界としましても、先ほどの組み合わせと同様になりますが、ポツの建物構築物の記載。
0:56:32	また、39-4-12 ページ。
0:56:36	ポツ、機器配管系。
0:56:38	1 ポツ、木曾路地盤の支持性能の記載がございます。
0:56:43	こちらは、許可伝票資料 8 をと同様の記載。
0:56:48	条件を適用するものとして設計いたします。
0:56:54	39-4 の図 13 ページでございます。設計における、
0:56:59	留意事項等記載がございますが、こちらは、
0:57:03	沖許可の記載の通りでございますがな動きにつきましても波及的な影響の記載を、をちゃんと評価して設計いたします。
0:57:11	6 ポツ、行動計画と配置計画。
0:57:15	こちらにつきましては、SA施設のうち、今回の所内常設直流電源設備 3 系統目の構造計画及び配置計画に関しましては、地震の影響は軽減され、
0:57:26	低減されるように配慮いたします。原則としては剛構造として、
0:57:30	重要な建物構築物は地震力に対し十分な支持機能を有する地盤に設置させる。それは検証立ち上げます。
0:57:40	機器配管系統は応答性状を適切に評価しまして、結局地震力に対して構造強度を有する設計として評価して設計いたします。
0:57:50	配置誘導変わるものにつきましては耐震上の観点から電気、作りかけ 14-して安定性の良い据えつけ状態になるように設置いたします。
0:58:01	2 パラ目、調節耐震重要重大事故の設備の記載がございますが、以降の記載につきまして波及影響の記載でございまして、79 名でございますので割愛させていただきます。
0:58:14	以上が 39 条の説明になります。
0:58:21	また、すみません、ちょっと続きまして 40 条の説明だけさせていただきます。
0:58:26	40 条の記載は、41-40-1-2 をご覧ください。
0:58:37	こちらは、津波による損傷の防止として、設置許可基準規則の 40 条の要求上段に、
0:58:44	適合ための設計方針を、中段以降に記載がございます。
0:58:49	こちらは、所内常設直流電源設備は、3 系統目は、原子炉建屋に設置いたします。
0:58:57	違う結果と同じになりますが、こちらが絶対、敷地におきまして確保いたしましては、基準津波による遡上は事業部から到達または流入させない設計とし、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:08	また、主水路、放水量等からの経路から流入させない設計といたします。
0:59:14	(2)、建屋内になりますけれども内包する建屋及び区画につきましては、
0:59:19	許可通りの浸水防護をすることにより、津波による影響等から確保いたします。
0:59:25	運営記載をせえ区間許可通りのウエキボタンため救急方針として記載しております。
0:59:32	一旦こちらで、説明を区切らせていただきます。
0:59:38	規制庁鳥井です。ありがとうございます。今までの本位おります。
0:59:45	よろしい。
0:59:59	はい。とりあえず、今の範囲では特になさそうですので、引き続き説明をいただければ
1:00:10	トップ。はい、東京電力ホールディングスのソノガシラです。
1:00:14	続きまして 41 条、値による山頂の防止、譲渡決議資料をご説明させていただきたいと思います。
1:00:22	41-1-2 ページをご覧ください。
1:00:31	よろしいでしょうか。41-1-2 ページ上段の方に、設置許可基準規則火災による損傷の 5 時防止、41 条の要求事項の記載を、
1:00:42	がございます。適合の方針としまして、
1:00:46	一時許可同様でございますが、重大事故等に対処するために必要な機能を損なう恐れがないよう、火災の発生防止、
1:00:54	火災の感知、
1:00:55	及び償還措置を、
1:00:57	講じます。
1:01:00	(1)としまして、今回の所内常設直流電源設備 3 系統目は、
1:01:06	不燃性材料もしくは難燃性材料を、同等の以上の線を有するものであれば、または、他の重大事故等対処施設設計基準事故対処施設。
1:01:16	設備等に火災が発生するということをするための措置が講じられている場合を除き、
1:01:23	今回で不燃性材料もしくは難燃性材料を使用いたします。
1:01:28	また、電気系統におきましては、許可蓄電池と同様に必要に応じて過電流継電器等の保護装置と遮断機の組み合わせ等により、過電流による加熱、
1:01:41	相当の防止を図るために必要な電源設備には設置を施すこととし、いたします。
1:01:48	また、楽屋や地震により火災が発生する可能性を低減するため、
1:01:52	岩泉こちらは現象建屋、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:55	の方向と同じですけれども、そちらを設けともに施設の区分に応じて体制評価をきくか同様行います。
1:02:03	こちらが、具体の発生防止の骨子になります。
1:02:07	(2)火災の発生、火災の感知及び消火でございますが、41-1-3 ページ。
1:02:15	辛く記載がございます。
1:02:18	こちらは早期の火災感知及び消火を行うための、異なる種類の感知器を、
1:02:23	許可同様に設置いたします。
1:02:26	超過設備は、自動消火設備、指導操作による固定式消火設備、水釣果設備及び消火器を設置する設計といたします。
1:02:36	今回の所内常設直流電源設備 3 系統目を設置する火災区域または火災区画のうち、県民事務または放射線影響により消火活動が困難になるところにございましては、自動消火設備、
1:02:50	または手動操作による固定式消火設備、
1:02:53	これを設置する設計といたします。
1:02:58	次の段にご記載ございますが河成区域または火災区画の火災感知設備及び、折中数、設置すること社長か設備は、重大事故等対処施設の区分に応じた、
1:03:11	応じて、地震発生時に機能を維持できる設計といたします。
1:03:16	(3)消火設備の破産、誤操作または誤操作につきましては、実態通りでございますが消火設備消火方法、消火設備の配置設計等を行うことにより、
1:03:28	今回の直流電源設備 3 系統目の重大事故等に対する機能を損なわないような設計といたします。
1:03:36	以上が 41-1、適合性に関する説明でございます。
1:03:42	続きまして 41-2 以降でございますが、
1:03:46	41-2-2 をご覧ください。
1:03:51	こちら、基本事項として、中段 1 ポツ基本事項要求事項、
1:03:56	の枠内に記載の通りでございますが、
1:03:59	(1)は、先ほど説明しました通り、火災区域及び区画の部分に基づきまして、火災の発生防止、火災の感知及び消火、
1:04:10	河川影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を受けた通り、実施いたします。
1:04:18	(2)の火災防護計画は、同じ上でございます。
1:04:22	41-2-3 に、括弧 1 から 3 としまして適合の方針を記載しておりますが、(1) 今回の火災防護対象機器になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:04:32	所内常設直流電源設備 3 系統、3 系統名、及び当該設備に使用するケーブルは以下同様火災防護対象。
1:04:43	対象ケーブルといたします。
1:04:47	(2)、火災計器及び核の設定につきましては原子炉建屋内に設置いたします 今回の所内常設直流電源設備 3 系統目を設置するについては、
1:04:57	精製施設と、設計基準事故対処設備の配置も考慮して、
1:05:02	設置いたします。
1:05:04	お繋ぎとか通りでございます。
1:05:06	(3)の火災防護計画につきましても、DB施設の火災防護に関する基本方針を適用いたします。
1:05:16	41-2-4、火災の発生防止でございますが、41-2-5 の結合の更新から、
1:05:24	簡単に説明いたします。
1:05:26	(1)火災の発生防止としまして今回蓄電池を設置いたしますので、ここで言う、 発火性または引火性物質としましては、文末でございます水槽かつ、
1:05:38	を対象といたします。
1:05:42	41-2-6 ページの説明をさせていただきます。
1:05:47	上段でございますように今回の蓄電池は新そばと内包する設備に該当いたします。
1:05:53	したがいまして、①漏えいの防止、拡大防止としましては、中段でございますが、④防爆 2 に示し、漏えいの防止拡大防止の対策を、
1:06:04	講じます。
1:06:05	なお、充電時に水素ガスが発生する蓄電池でございますので機械換気を行うとともに、設置場所の扉を通常閉運用とすることにより拡大防止を図り、
1:06:16	設計といたします。
1:06:19	配置上の考慮としては記載の丸に記載の通りでございます。
1:06:24	丸さん。
1:06:25	換気につきましても、機械的関係を行う設計とするということとしておりまして、 1 ポツ目、直流 125 地区に 3 系統目を設置する。
1:06:35	火災区域または区画は、非常用ディーゼル発電からの経営できるよう、非常用母線に接続いたしまして、Ssによる地震力に対し機能を維持する設計とします。
1:06:46	そのような駅設計としましては、排風機による機械換気を行うことによつて、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計といたします。
1:06:58	④、防爆に関する記載でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:02	放牧に関する記載は、先ほどの換気と同じになりますが、このような同意を設計いたします。従いまして、電気設備に関する技術基準定め所所省令レンジですね。
1:07:14	こちらはちょっと同様に、防爆を目的とした電気設備の設置も必要として設計いたします。
1:07:22	なお、現決議が必要な箇所にはですね、原子力発電工作物に係る稟議の十条 11 条に基づく設置は、しっかりといたします。
1:07:32	⑤、ちょうど今回はちょうど設備ではございません。
1:07:37	41-2-8 ページにあります。(2)、(3)、こちらはこちらも該当しません。
1:07:44	(4) 増井総括対策でございますが、こちらは、
1:07:48	10 年時において蓄電池から水素ガスが発生する恐れがありますことから先ほど説明した通り③の監禁示せたい喚起を、
1:07:56	行うことにより、燃焼限界濃度以下になるよう設計いたします。また、
1:08:02	蓄電池所、蓄電池の上部に水素濃度検出器を設置いたしまして、水素ガスのね、減少限界濃度である 4 プリユーム%の四分の 1 時間濃度にて中央制御室に警報が発生するよう、
1:08:17	設備と同様の設計をいたします。
1:08:20	こちらの建設時の令和 41-2 の 9 ページの上段の図に、
1:08:26	ございます。
1:08:29	(5)し、放射性分解等による水素ガスの蓄積防止等、(6)家庭 2 による過熱防止対策は遮断器報告継電器を設置するという事で記載。
1:08:41	は、許可同様にしております。
1:08:45	保護継電器及び遮断機の設置場所につきましては 41-2-12 の 11-3 点検時 6 号機と 7 号機の赤枠のところでございます。
1:08:56	今回新設する箇所にちょっと枠を記載してございます。
1:09:00	41-2 の中に、
1:09:02	以降は、
1:09:04	燃性難燃性材料の使用でございます。
1:09:09	こちらは 42-1、2-13、
1:09:12	は先ほど冒頭で申しました関河内の説明と同じでございますが、不燃性及び難燃性の対応は使用いたします。
1:09:21	もし万が一、使用できない場合はですね、同等以上の線を有するものを使用いたします。
1:09:28	こちら具体的にはもちろん、宇井さんばーさんULの試験を行って、合格したケーブルを使用いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:38	地方の構造自体につきましても花壇の記載の通りでございます。
1:09:44	41-2-14 ページ、(2)。
1:09:47	こちらは、変圧器及びしゃ断器に対する絶縁油、可燃性ものは使用しないものを、
1:09:54	使用しないものを使用する設計といたします。
1:09:57	(3)は先ほどちょっと触れましたが、
1:10:00	ケーブルにつきましては自己消火性及び延焼性をそれぞれUnitリプルA、3%さんに合格に確認した難燃ケーブルを使用いたします。
1:10:11	機械換気設備(4)の弊社に対する不燃性材料難燃性材料は、このフィルターを設置いたしません。(5)につきましても、問題は使用いたしません。
1:10:21	内装材につきましては蓄電池を構成する建屋の内、建屋の内装材はケイ酸カルシウム等、建築基準法で不燃性材料として認められたものを、
1:10:32	ちゃんと使用いたします。
1:10:35	41-2-15 ページ、自然現象による火災の発生防止の記載は、
1:10:41	ちょっと時間の関係上割愛いたしますが、41-2 の 16 ページ。
1:10:47	の(1)(2)(3)落雷による火災の発生防止、地震による火災の発生防止竜巻、風台風を含む火災の発生防止、
1:10:57	それぞれ 3 系統目は、既許可通りに講じます。
1:11:03	(4)新森林火災によるは、火災の発生防止も同様でございます。
1:11:08	防火耐うんで囲みました内側に配置いたします。
1:11:14	41-2-18 から、火災の感知消火に関する適合性の説明になります。
1:11:21	41-2-19。(1)としまして火災感知設備は、
1:11:25	早期に火災感知できる感知器をちゃんと設置いたしまして受信機を含む火災新規物販等で構成される。
1:11:33	火災検知としまして、環境と①の関係、環境条件、
1:11:38	環境条件等の考慮。
1:11:41	10 ページ 41-2-20。
1:11:44	続きまして、②固有の信号を発する異なる感知器の設置。
1:11:49	をちゃんといたします。
1:11:51	こういう信号を発する異なる脊椎の煙感知器と熱感知器の基本として設置いたします。
1:12:00	ぜひアナログ機の定義の記載もございますがこちらは許可通りでございます。
1:12:06	同じページ下の方にマルとしまして直流 125 号と蓄電池 3 系統目を設置する蓄電池につきましては、漫画充填時に、
1:12:15	水素ガスが発生する恐れがございますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:18	防爆と同様に非アナログ式の防爆型、
1:12:22	かつ、こういう信号を発する異なる種類の煙感知器及び熱感知器を設置する設計といたします。
1:12:32	41-2-20 の説明は以上でございます。続きまして 2-21 ページ。
1:12:38	非アナログ式の県技監付、
1:12:41	に関する、記載がございますがこちら許可通りでございます。
1:12:47	こういった理由から、防爆型の非アナログ式火災感知器を設計施設設計といたします。
1:12:54	伴さん火災感知設備の電源確保でございますが、全交流電源喪失時に、江田調節代替交流電源から連絡協議されるまでの約 70 分間。
1:13:05	供給できるよう、電力を供給できる容量湯ヨシダ蓄電池を設けて電源を確保いたします。
1:13:12	また書きがこの記載でございますが非常時の発電機からが接続されている。9 電源からも供給いたします。
1:13:20	受信機盤に関しましては、
1:13:22	記載の通りでございますが、火災感知器設備の作動状況を常時監視できる設計といたしまして、受信基盤を構成されるダムのきちん、
1:13:32	により以下の通り、発生場所を特定できる受設計といたします。
1:13:38	違うか通りで、41-2 号、22 と同様に記載の通り、
1:13:45	稼動した、記載感知器を一つ直営で休憩といたします。
1:13:50	41-2-23、評価設備等の記載がございますが、
1:13:55	すいません。ちょっと時間の関係もございます。ちょっと急ぎます。
1:14:01	副社長仮説に関しましては、41-2 の 26 ページ。
1:14:07	から具体的な記載がございます。
1:14:10	こちらポイントとしましてはBポツ、火災発生時の煙充満または放射線の影響により消火活動が困難な場合、
1:14:17	困難となる場所に設置する消火設備としまして、自動または中央制御室からの集合さによる固定式消火設備、いわゆる定期消火ガスを設置し、
1:14:28	評価をまず行う設計といたします。
1:14:31	これに使用するガスは、聞く許可同様ハロゲン差別消火剤になります。
1:14:38	②、消火用水供給系の多重性または多様性の考慮。
1:14:43	オオキサイでございますがこちらは同様でございます。
1:14:47	電動機駆動 10 日ポンプ 0 で、ディーゼル駆動装荷ポンプそれぞれ 1 円補助し多様性を有する 10 本、6 月タンクをテッチ。
1:14:58	1 歳の糖尿寮設置 2 基設置して多重性を図る設計といたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:04	41-2-27。
1:15:07	に関しましては、火災による二次的な影響の今両考慮。
1:15:11	④、下は想定火災の形においては、超過大の容量、移動式長課題の配備。
1:15:18	2-28 ページ以降、消火用水の最大放水量の確保として 2000 立米を確保する設計とする記載がございます。
1:15:28	また、三重水消火設備の優先供給保証警報、消火設備の電源確保は、先ほど言った通り通り全域消火ガスはですね、外部電源喪失の消火活動が、
1:15:42	可能となり非常用電源からも受電するとともに、
1:15:46	設備の動作に必要な電源を供給する蓄電池も設けます。
1:15:51	2-29 ページの⑩消火栓のの配備は半径 25 メーター。
1:15:57	を考慮として配置するか同様でございます。11 の職員待機警報も同じでございます。
1:16:05	⑫の、
1:16:08	出場家電流出防止は記載の通りでございます。
1:16:12	猪野 30 としまして、消火用、非常用照明、こちらも効くか同様、
1:16:18	現場への移動等の時間、1 時間も考慮しまして 10 日間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置いたします。
1:16:27	猪野 31。
1:16:29	他ですね、地震等の自然現象への対策の記載がございますが、先ほどとちょっと重複いたしますが、ポイントとしましては、水研がございますので、41-2-32、凍結防止対策。
1:16:44	風水害対策。
1:16:46	WACが同様の対策を講じて参ります。
1:16:51	2-23、地震対策、一番変対策等は、記載の通りでございます。ご説明を割愛させていただきます。
1:17:01	2-35 ページ以降、古藤さんが田尾総裁の対策と記載がございますが、こちらは、
1:17:09	同じ効くか同様ですね、次、41-2-35、下の方の上から 2 行目に記載ございますが、設備の破損、誤動作または誤操作により消火剤放置されても、安全器及び機械設備に影響を与えない。
1:17:25	では具現化物を強くするという設計とし、記載がございます。
1:17:30	41-2-37、個別の臭い。
1:17:34	加来における留意事項、こちらにつきましては要求事項として、(3)蓄電池室がございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:42	食事会経費や日々バター等、火花発するものを終了しないこと、換気設備についての記載。
1:17:49	中央制御室に警報を発する記載。
1:17:52	の要求がございます。
1:17:53	適合方針としまして 41-38(1)蓄電池室、①インバーターや、食事管壁等、直流開閉装置は設置いたしません。
1:18:05	丸につきましては、2%にボリューム%以下の 0.8、ポーリングは 1000 程度にする設計といたします。
1:18:13	こちらの関係に基づきます。
1:18:15	③こちら喚起説明提出した場合は中央制御室に警報発報スイセ設計とすることにより適合性を、
1:18:23	確保する設計といたします。
1:18:27	41 の 2-39 火災防護計画に関しまして、2-40 に記載がございますがこちらは、結局カトウ用の記載の防護計画。
1:18:37	に基づいて運用を定めて参ります。
1:18:41	41-2-41。
1:18:44	42、43 ございますが、こちらが具体的な、3 系統目の今回蓄電池を設置する火災区域及び区画魚、6 号機 7 号機のものを描画してございます。
1:18:58	2-44 以降は、建設業に対しまして必要な排気量としまして 48%、48 五輪%維持するための、
1:19:08	必要な排気量を、
1:19:10	NFPA規格案の指針に基づきまして算出したものとして 13.3。
1:19:17	Aペーパー見。
1:19:18	なります。荷物としましては蓄電池排気ファンの容量。
1:19:22	うちは記載の通り効率揮発、その 13.3 を上回るような合理的な設計内容、構成と容量を決定する予定でございます。
1:19:32	簡単でございます 41 の説明は以上でございます。
1:19:41	以上です。ありがとうございます。それでは 41 条何かありますか。
1:19:47	規制庁イワサキです。
1:19:50	自主設備、自主的な取り組みしてるAM用のMCCからのケーブルとかって、これも一応何か他の設備とおんなじような、
1:20:00	LANケーブルとかで構成されている。
1:20:05	東京電力ホールディングスの橋田でございます。ご指摘のところは今回、事業者実施設計、スライドの方の資料。
1:20:15	よろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:19	違うの 10 ページに、NMCCから今回、一点鎖線で新たに追加する節、
1:20:26	設備として電源車から充電の吸湿病原炉の警部につきましても、先ほどの火災防護と同じように、難燃性を確認者ケーブルを使用する予定でございます。
1:20:37	以上です。
1:20:40	規制庁イワサキでわかりましたありがとうございます。
1:20:49	北出ほか、
1:20:51	何かありますか。
1:20:54	清澄ヨシザキですけど、40-2 の 7 ページで、
1:20:59	排風い。
1:21:02	が、汎用機が非常用電源っていう話で、
1:21:06	もともとあるもの。
1:21:15	あ、東京電力のソノガシラでございます。こちらはちょっと、もともとあるものを活用するか、新たにつけるかは今ちょっと検討してございますが、基本的な方針としては記載の通りでございます。以上です。
1:21:32	すいません。最後の方は大きくなかったんですけど。
1:21:36	検討中だけでも、今はどちらで。
1:21:42	東京電力ホールディングスのソノガシラでございます既設のものを使うか新たに排風機をつけるかまだ、すいません、決まっておりませんが、
1:21:51	決まっておりません。電源供給元としては、記載の通り、給電方法として設計いたします。
1:21:58	以上です。
1:22:00	殊、
1:22:01	電源の教育は非常用電源だけでも、排風機としては既設を使うか、ある関係だっただけのは検討中。
1:22:09	そういう理解でいいか。
1:22:12	はい、東京電力ホールディングスの浅田です。
1:22:15	その認識で問題ございません。
1:22:19	生長の家だけ排風機、
1:22:22	その大きさによって加賀小暮があるからなんですけど
1:22:27	そこは余裕を見積もって考えるということで、また決まったら、
1:22:33	説明をお願いします。
1:22:40	はい。東京電力ホールディングスのソノガシラです。決まった断面で、はい、ご説明いたします。
1:22:46	以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:00	時計電力本日の遠藤と申します。ちょっと確認させていただきたいんですけどまず、今回の第3蓄電池の部屋、
1:23:10	は当然これから新設なのでまだ一設備みたいなものは、
1:23:15	何もなくてですね、これから設計していくっていう形で、設置許可としては、配布設備としての必要ない容量をまず、
1:23:29	設定するというので記載させていただいて、その具体的な設備構成、どこの排風機を使うとか、
1:23:39	これからどこに近接するとか、それはまた本人断面かなと思っていたんですが、それは設置許可で説明が必要だということですかね。
1:23:53	秋吉委員。
1:23:56	現段階で既設なのか新しくするのか、それによって何だかが議決に影響するので、負荷の容量を踏まえて、どういうふうに設置するかっていうのを述べて欲しい。
1:24:42	店長の吉武ちょっと赤字だという容量と方針を述べてもらえば、今日はそれでいい。
1:24:53	東京電力の磯村でございます。
1:24:56	利用料につきましては、先ほど言った13.39出た三つ。
1:25:02	権限につきましては、ご出席いただきました木曾猪野通りの非常用電源から、追加生成する場合は何ですかね、電源盤の容量とかの設計、
1:25:15	ちゃんと考慮した上で設計いたします。
1:25:20	もちろん他負荷に影響ない。
1:25:23	ところから給電あんま影響ないように設定する。
1:25:27	ことがある。うん。
1:25:29	記載ございませんが、当然のことでございますと考えております。以上です。
1:25:35	規制庁の吉武、上がりましたそれで結構、
1:25:41	規制庁だけです。一応、念のためですけど当然、ここ後任にそこに施設公認になれば電源の負荷容量計算書とか、
1:25:51	出てくるとお思いますので影響があればと思います。
1:25:58	電源から音が出てきます。
1:26:00	ちょっといずれにせよ多分気にしてるのは、
1:26:05	既設のものの開会等なのか、既設そのまま使えば、多分そんなに電源としては意義がないと思いますけど、新設で新たにつけますとか、改造でつけましたと。
1:26:18	今吉田が言ったように、
1:26:22	影響が出る、それが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:26:26	ご後任とかになれば多分決まってくるはずなので、
1:26:29	その辺りではしっかりと説明をしていただき、
1:26:33	以上。
1:26:39	東京電力ホールディングスその他ございます。了解いたしました。では、こちら既設を使うか新設を使うかにつきまして、電源系統の容量とかの影響を踏まえまして、
1:26:50	こっち高に難燃で説明させていただくことで考えます。以上です。
1:27:00	稗田Presidentよろしくお祈いします。
1:27:05	他何かありますか。
1:27:09	経由、今の関係なんだけどその水素濃度計。
1:27:14	こちらの方の電源オフ用電源ということで、
1:27:23	東京電力ホールディングスの戸松です。もうすごいのでちょっと音声が聞き取りづらかったんですがもう一度お祈いできますでしょうか。
1:27:31	総務系の方の電源も非常用電源から取られるという考え。
1:27:43	はい、東京電力ホールディングスのソノガシラでございます。はい、おっしやる通りでございます。
1:27:53	以上です。それは、
1:27:57	さっき書いてある
1:28:10	あ、東京電力ホールディングスのソノガシラでございます。ちょっと記載がございませんのでちょっと記載の、
1:28:16	方を検討していきたいと思ひます。
1:28:19	以上です。
1:28:23	規制庁テルイ 41-2-21 の 003 で読むんじゃないかなと思ひたんですけど、ここではないです。
1:29:03	統計値とホールディングスの遠藤です。ちょっと微妙なので1回確認して、あと、必要であればちょっと修正なりさせていただきたいと思ひます。いずれにしろ、
1:29:15	非常用電源からというところは、間違いありませんので、
1:29:20	ちょっと再確認させてください。
1:29:23	以上です。
1:29:28	はい。よろしくお祈いします。
1:29:33	他ありますか。
1:29:41	私から最後の
1:29:44	必要はない企業の決算なんですけど。
1:29:49	令和

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:52	6号機とか7号機とか、
1:29:55	どちらも対象としたものなのか、使用、
1:29:59	この前の42-2の42-43のこの配置図を見ると、後
1:30:06	の大きな号機で設置する部屋の大きさとか、
1:30:11	違うのかなと思って。
1:30:13	その感じで、そのどっちの、
1:30:16	ものを書いているのかっていうのも、
1:30:19	説明してください。
1:30:23	あ、東京電力ホールディングスソノガシラです。
1:30:27	41-2-45に記載の排気量につきましては兵器、部屋の大きさ以下ではなくて廃棄。
1:30:36	1企業としてはこれだけあればいいということです。
1:30:40	9名は1企業としまして、計算式の通りでございますがセーフガーズ背景のために必要な排気量、ラージVはですね。
1:30:51	そのうち、土地希釈率。
1:30:56	を乗せる辺りの発生留保安全形成と、
1:31:00	セルの個数が6億大きい同じ60戸でございます。
1:31:06	生食発生日はされる。
1:31:08	学科10年理由もですね、同じ時間率のものを使う、使います3000アンペアは同じですので、
1:31:16	こちらでセル単体の日程反応効率をこれは制御弁式で決まっているもので、それちょっと必然的に決まってくるものですので、荒尾記者。
1:31:26	時間ではなくてですね、65、30アンペアは蓄電池弁識蓄電池という種類によって決まるものでございます。
1:31:35	わかりました。だから発生量がこれぐらいなんでそれを十分希釈できるだろうということで、1回、
1:31:42	本当それから、おっしゃってた白土伴の、
1:31:45	設計側できいてくるっていう。
1:31:49	イメージでよろしい。
1:31:58	はい、東京電力ホールディングスの麻生です。はい。
1:32:00	合っております。以上です。わかります。
1:32:05	藤。
1:32:08	あと、これは安全のための確認ですけど、
1:32:12	先ほど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:15	データファームの話戻るっていう感じ方ですけどこれはだから、もともとは、当然ここに蓄電池みたいなものを置いてるエリアじゃないので、今回の、
1:32:27	運行許可。
1:32:28	或いはその財産連結に伴って、回答が生じる部分、荻谷小路グループリーダ。
1:32:36	この、
1:32:37	防半期のところと、
1:32:41	あと、蓄電池のところ、
1:32:45	ぐらいかなど思ったの対応してるぐらいのところかなと思う。
1:32:50	何か、
1:32:51	この設置に伴って変わるところ含め持つてる。
1:32:57	あります。
1:33:01	わかっています。
1:33:11	しょうか。
1:33:13	東京電力ホールディングスの遠藤です。
1:33:17	すいませんちょっと現状の、その辺はもう、
1:33:20	葛西の設備のちょっと状況まだあんまり把握してなくてちょっと常用系が入ってるエリアなので、あれなんですけども、基本的には必要な感じで多分ついてると思うんですけど、償還は多分経営管理、
1:33:36	なっていくかなと。ちょっとそこは整理させていただきたいと思います。
1:33:41	規制庁の照井です。東京電力の、どうぞ。どうぞ。
1:33:47	ホテルホールディングソノガシラでございます。
1:33:50	無理感知器と熱感知器は設工認、
1:33:53	そんなもそうですけどまた非常にこのエリアはありますので、
1:33:59	追加としましてはその評価設備ですとか、そのフィールド経費、
1:34:05	あと必要な環境ですとか必然的に発生いたします。
1:34:10	あと、先ほどご指摘ありました宗は換気のためのだく等々、排風機新設する場合は、新たに排風機、
1:34:19	これらが心配があるようなイメージでございます。
1:34:22	以上です。
1:34:24	ページ合わせる状況ありがとうございます。また、この今までには、この多分つつ、アナログ式の感知機が立っていたと思うんですけど。
1:34:34	それは多分、今回のからこの非アナログ式の防爆型に変えるっていう意味では、感知器も変わるといったんですけど、それはその理解で、私、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:49	東京電力ホールディングスのソノガシラでございます。その通りでございます。防爆型にするために交換いたします。
1:34:55	板野Presidentわかりました。そしたら、
1:34:59	具体的にどういうところが変わるのかっていうのは、ちょっと理解しておきたかったので確認させて。
1:35:06	消火設備も、先ほどのご説明だと、
1:35:10	思ったら、
1:35:12	学長が設備とかだと言ってるのか、新たにつけるのかみたいなのが少し関わってくるかもしれないということでもいいか。
1:35:21	そこら辺またちょっと現状等の関係で、改めて整理整理をして、
1:35:41	東京オフィスの遠藤です承知いたしました。
1:35:48	はい、規制庁テルイです。他ありますか。
1:35:56	はい。ちょっとすいません、時間も過ぎてしまったので、谷中委員はとりあえずここまで図示させていただきたいと思います。議案の続きはちょっとまた。
1:36:09	いうことでさせていただければと。
1:36:11	バス。
1:36:15	当然の方が何かあります。
1:36:25	はい。東京電力の江田委員ですけれども、当社から特にございません。
1:36:29	はい。指摘事項は確認はどうしましょう。
1:36:35	義務ができたと。
1:36:38	今 1 回画面共有で出そうかと思っております。
1:36:45	数的にこの国の方させていただきたいと思います。
1:36:49	これももうちょっと拡大できます。
1:36:55	ありがとうございます。ありがとうございます。
1:36:59	まず、カシマってこれパワポの多分資料ですけども。
1:37:04	上流側の遮断器の開放に明確になるよう検討するどうぞというところが、まずバーボンところ。
1:37:15	大手、
1:37:16	長谷国松の資料の方ですけども水素濃度計を電源不要とすることについて、必要に応じて整理について検討。
1:37:24	もう一つは火災による損傷の防止に関しまして今回の申請に伴い変更になる内容について整理する設備です。
1:37:32	最後に藤沼審議資料側ですけども、郡東條の引き上げ聞いた要件についてはマネジャー自身をつけるということの方をしております。
1:37:44	犬童です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:46	ページあたり何か。
1:37:48	金丸といいですか。
1:37:52	よろしいですか。はいこちらから特に追加ございます。
1:38:00	こちら後程補足いたします。はい。
1:38:08	じゃあ、規制庁鳥栖それでは本日のヒアリング、これで終了したいと思います。 ありがとうございました。
1:38:17	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。